

○北広島町重度心身障害者医療費支給条例

平成17年2月1日条例第134号

改正

平成18年3月28日条例第13号

平成18年9月29日条例第90号

平成20年3月27日条例第17号

北広島町重度心身障害者医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し医療費の一部を支給することにより保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(対象者)

第3条 この条例により、医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、北広島町の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者（同法第116条の2に規定する病院等への入院等により、北広島町の区域外に住所を有することとなつた者を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者（同法第55条に規定する病院等への入院、入所等により、広島県の区域外に住所を有することとなつた者を含む。）又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者であるもののうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級、2級又は3級である者として記載されている者
- (2) 昭和49年1月30日付け福祉第308号広島県民生部長通知に基づく療育手帳交付要綱により療育手帳の交付を受けている者で、当該療育手帳に記載されている障害の程度が、A又はであるもの

2 次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により医療の給付（ただし、障害児施設医療を除く。）を受けることができる者
- (3) 国民健康保険法の被保険者で、同法第116条の2に規定する病院等への入院等により、北広島町の区域内に住所を有することとなった者
- (4) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の障害の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの
(医療費の支給)

第4条 町長は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は、社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その者に対しその満たない額に相当する額から次の各号に定める額を控除した額を医療費として支給する。

- (1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額
- (2) 入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費又は入院時生活療養費の給付に関する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額
- (3) 第5条の規定による一部負担金相当額

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法の療養に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の場合は療養の給付に関する基準）により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 医療費は、次のいずれかに該当する場合は支給しない。

- (1) 対象者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等

の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超えるとき。

(2) 対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該対象者の生計を維持するもの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第2条第2項に規定する額以上であるとき。

4 対象者が、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、町長は、医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

6 第3項に定める所得は、旧施行令第6条に定める所得とし、同項に規定する所得の額は、旧施行令第6条の2に規定する計算方法により算定した額とする。

（一部負担金）

第5条 受給者は、保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下において同じ。）ごとに1日につき200円（国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が200円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。）を、一部負担金として支払うものとする。ただし、受給者が保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

2 受給者は、同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払いを、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行ったときは、前項の規定にかかわらず、前項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療を受ける際、支払うことを

要しない。

(1) 病院又は、診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合
14回

(2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

3 受給者は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき200円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において一部負担金の支払いを4回行ったときは、その月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(医療費の返還)

第6条 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

2 町長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の芸北町重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年芸北町条例第32号）、大朝町重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年大朝町条例第32号）、重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年千代田町条例第26号）又は豊平町重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年豊平町条例第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月28日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び同条第2項第4号の

改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北広島町重度心身障害者医療支給条例（平成17年北広島町条例第134号）第4条及び第5条の規定は、平成18年8月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の給付について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。
- 3 平成18年8月1日から平成20年7月31日までの間における改正後の第5条の規定の適用については、同条中「200円」とあるのは、「100円」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年9月29日条例第90号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の北広島町重度心身障害者医療費支給条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月27日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の重度心身障害者医療費支給条例による医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から平成20年7月31日までの間、改正後の第3条の規定の適用については、平成20年3月31日において重度心身障害者医療費支給条例に基づく規則の規定により北広島町から重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給を受けることができることを証する書面（次項において「受給者証」という。）の交付を受けている者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者であって、同法第116条の2に規定する病院等への入院、入所等により、北広島町の区域外に住所を有するものに限る。）であって、この条例の施行の日以後高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者となったものは、国民健康保険法の被保険者とみなす。
- 4 この条例の施行の日から平成20年7月31日までの間、平成20年3月31日において重度心身障害者医療費支給条例に基づく規則の規定により北広島町から受給者証の交付を受けている者につい

ては、改正後の第3条第2項第4号の規定は、適用しない。

○北広島町重度心身障害者医療費支給条例施行規則

平成17年2月1日規則第90号

改正

平成18年7月18日規則第42号

平成20年3月31日規則第23号

平成27年12月28日規則第25号

北広島町重度心身障害者医療費支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北広島町重度心身障害者医療費支給条例（平成17年北広島町条例第134号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(受給者証の交付申請)

第3条 対象者は、あらかじめ重度心身障害者医療費受給者証交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) その者の前年の所得の額（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧施行令」という。）第6条の2の規定によって計算した所得の額をいう。）が条例第4条第3項第1号に規定する額を超える場合において、その者が旧施行令第6条の2第2項第4号の規定に該当するときは、当該事業を明らかにすることができる書類
- (2) その者が条例第4条第3項第1号の規定に該当せず、かつ、同項第2号に規定する者（以下「扶養義務者等」という。）の前年の所得の額が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第2条第2項に規定する額以上の場合において、扶養義務者等が旧施行令第6条の2第2項第4号の規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) その者がその年の1月1日において他の市町村に住所を有していたときは、その者の前年の所得の額（その者が旧施行令第6条の2第2項第1号から第3号までの規定に該当するときは、前年の所得の額及び当該各号に掲げる額）を明らかにすることができる市町村長の証明書

並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数について当該市町村長の証明書

(4) その者が条例第4条第3項第1号の規定に該当しない場合において扶養義務者等がその年の1月1日において他の市町村に住所を有していたときは、扶養義務者等の前年の所得の額（扶養義務者等が旧施行令第6条の2第2項第1号から第3号までの規定に該当するときは、前年の所得の額及び当該各号に掲げる額）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに条例第4条第3項第2号に規定する扶養親族等の有無及び数について市町村長の証明書

(5) その他北広島町長が必要と認めた書類

3 1月から7月までの間に行う申請については、前項第1号から第4号までの規定中「前年の所得」とあるのは「前々年の所得」と、同項第3号及び第4号中「その年」とあるのは「前年」とする。

（受給者証の更新申請等）

第4条 重度心身障害者医療費受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、毎年6月1日から同月30日までの間に、重度心身障害者医療費受給者証更新申請書（様式第1号）に前条第2項各号に掲げる書類を添え、これを町長に提出して受給者証の更新を申請するものとする。

2 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を直ちに町長に返還しなければならない。

（受給者証の交付）

第5条 町長は、第3条又は前条に規定する申請書に基づいて対象者であることを確認したときは、申請者に重度心身障害者医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証の再交付申請）

第6条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、重度心身障害者等医療関係届（報告）書（様式第3号）を町長に提出して、その再交付を申請するものとする。

2 受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

（氏名変更の届出）

第7条 受給者は、氏名を変更したときは、14日以内に次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 変更前及び変更後の氏名並びに変更の年月日
- (2) 受給者証の番号
(住所地変更の届出)

第8条 受給者は、北広島町の区域内においてその住所地を変更したときは、14日以内に次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 変更前及び変更後の住所地並びに変更の年月日
- (2) 受給者証の番号
(保険関係変更の届出)

第9条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、14日以内にその内容、その事由が生じた年月日及び受給者証の番号を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の疾病又は負傷について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合に変更を生じたとき、当該保険者若しくは共済組合の名称若しくはその事務所の所在地に変更を生じたとき、又は当該医療の給付の内容に変更を生じたとき。
- (2) 社会保険各法の規定による扶養義務者である受給者にあつては、その者が被保険者若しくは組合員となるに至ったとき、受給者が被扶養者となっている被保険者若しくは組合員に変更を生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者若しくは組合員の住所、氏名若しくは被保険者証若しくは組合員証の記号に変更を生じたとき。
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更を生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更を生じたとき。
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する被保険者である受給者にあつては、その者が被保険者となるに至ったとき、又は被保険者証の記号番号に変更を生じたとき。

第10条 受給者は、社会保険各法の規定による被保険者若しくは組合員となるに至ったとき、又は、国民健康保険法第6条第6号又は第8号の規定に該当するに至ったときは、14日以内に次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 該当する内容
- (2) その事由に該当するに至った年月日

(3) 受給者証の番号

(転出の届出)

第11条 受給者は、北広島町の区域内に住所地を有しなくなったときは、速やかに第8条各号に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(死亡の届出)

第12条 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、14日以内に次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(1) 氏名

(2) 死亡した年月日

(3) 受給者証の番号

(受給者証の添付)

第13条 第7条から前条までの規定による届書（第9条の届書を除く。）には受給者証を添えなければならない。ただし、受給者証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって受給者証に代えることができる。

(医療費支給の申請)

第14条 条例第4条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする者は、重度心身障害者等医療費支給申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該医療について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付が行われることを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(受療の手続)

第15条 受給者は、条例第4条第4項の規定により医療を受けようとするときは、同項に規定する保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

(費用の支払の請求)

第16条 保険医療機関等は、条例第4条第1項の規定により医療を受けた者が当該保険医療機関等に支払うべき費用の支払を町長に請求しようとするときは、次に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を町長に提出するものとする。

(1) 保険医療機関等（指定訪問看護事業者を除く。）が請求する場合 福祉医療費請求書（様式第5号）

(2) 指定訪問看護事業者が請求する場合 福祉医療費請求書（老人訪問看護療養費又は訪問看

護療養費) (様式第6号)

(第三者の行為による被害の届出)

第17条 重度障害者医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三の行為による被害届(様式第7号)並びに被害の状況を直ちに、町長に届け出なければならない。

(親権者又は後見人の申請等)

第18条 第3条、第4条、第6条から第11条まで、第14条及び前条の申請又は届出の手続は、対象者若しくは受給者が15歳未満であるときその他申請又は届出の手続をする能力を有しない者であるときは、その者に代わってその親権を行う者又は後見人(事実上後見人の職分を行っている者を含む。)が行うものとする。

(口頭による申請等)

第19条 町長は、第3条から第14条までに規定する申請書又は届書を作成することができない特別な事情があると認めるときは、申請者又は届出人の口頭による陳述を当該職員に聴取させたいうえで、必要な措置をとることによって、当該申請書又は届書の受理に代えることができる。

2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書又は届書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせたいうえで、陳述者とともに記名押印しなければならない。

(届書の様式)

第20条 第7条から第11条の規定による届出は、重度心身障害者等医療関係届(報告)書(様式第3号)によるものとする。

(添付書類の省略等)

第21条 町長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(医療費に関する処分の通知)

第22条 町長は、医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者又は届出人に通知しなければならない。この場合において、医療費の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の芸北町重度心身障害者医療費支給条例施行規則（昭和48年芸北町規則第10号）、大朝町重度心身障害者医療費支給条例施行規則（昭和58年大朝町規則第13号）、重度心身障害者医療費支給条例施行規則（昭和59年千代田町規則第11号）又は豊平町重度心身障害者医療費支給条例施行規則（昭和48年豊平町規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年7月18日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の北広島町重度心身障害者医療費支給条例施行規則（平成17年北広島町規則第90号）に規定する医療費の助成に係る規定は、平成18年8月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第23号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第25号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。